

申請の手順(概要)

① 申請書類の作成

事務局への事前の相談をお勧めします。
事前相談はどんなに早くてもOK!

② 事務局へ提出

申込期間中にご提出ください。
受付後、申請事業の詳しい内容をお伺いしますので、
期間内に早めのご提出をお願いします。

③ 審議・助成決定

運営委員会において、申請書類をもとに審議を行い、
採択の可否を決定します。

④ 給付申請

希望があれば事業実施前に、決定額の7割を給付します。

⑤ 事業実施

事業実施にあたっての留意点を遵守していただけない
時は、採択を取り消す場合もあります。

⑥ 実績報告

事業実施後、1か月以内に実績報告書を提出してくだ
さい。実施内容を確認した上で、残額（または全額）
を給付します。

※上記手順は概要で簡素化したものです。
必ず詳細を、ホームページでご確認いただくか、
電話でお問い合わせください。

申請に必要な書類

① 助成申込書（1部） 所定様式

② 事業計画書（1部） 所定様式 別紙 適合性説明書

③ 収入支出予算書（2部）

※①、②の所定用紙、①、③の記入例がホームページか
らダウンロードできます。事務局から郵送も可能です。

④ 団体の会則（2部）

⑤ 会員名簿（2部）

会員全員の一覧名簿をご用意ください。
記載事項：氏名、住所（市町村）、役職、性別
※参考様式がホームページからダウンロードできます。

⑥ その他添付書類（2部）

一覧表にまとめるなどして、具体的に記述してください。
過去に実施した事業のチラシ、ポスター、パンフレット
や記録写真等（コピー可）があれば添付してください。

- A4判に統一してください（サイズの異なるもの、ホッ
チキス止め、袋とじは受理できません。）
- 後日内容についてヒアリングをさせていただきます。
申請書類のコピー等を手元に保管しておいてください。

制度の説明と申込書の書き方を
わかりやすく説明しています。

しまね女性ファンドURL
<https://www.asuterasu-shimane.or.jp/swc/2283/>



ホームページでのご確認方法



しまね女性ファンド



<https://www.asuterasu-shimane.or.jp/swc/#sub-nav3>

- 申請の詳細な手順をご確認いただけます。
- 申請書類や記載例をダウンロード可能です。

電話でのお問い合わせ



☎0854-84-5514

受付時間：月曜日、祝日を除く、9：00～17：00

- 申請の詳細な手順や、申請書類や記載例を
郵送でお送りします。

インターネットが苦手な方は
こちらがおすすめ♪

※公益信託しまね女性ファンドは女性の自主的・主体的な活動を積極的に支援するために、島根県が設立したファンドです。
委託者：島根県 受託者：三菱UFJ信託銀行株式会社

お申込み・問い合わせ先

公益信託 しまね女性ファンド事務局

〒694-0064 大田市大田町大田1236-4
島根県立男女共同参画センター「あすてらす」公益財団法人しまね女性センター内
TEL：0854-84-5514 FAX：0854-84-5589 E-mail：asu-11@asuterasu-shimane.or.jp

お問い合わせは随時
承っております。
事務局までお気軽
にご連絡ください。

令和7年度

公益信託しまね女性ファンド 助成事業募集



公益信託しまね女性ファンドとは

島根県で女性がリーダーシップを発揮し取り
組む社会活動事業のための助成金です。
講演会、ワークショップ、交流イベントなど、
活力ある地域づくりに貢献する女性たちの
取り組みを募集しています。

これまでの助成事例は内面をチェック >>>

受付期間

前期 令和6年11月15日～令和7年1月15日 助成決定予定 令和7年3月下旬

【事業実施期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日】

後期 令和7年5月15日～令和7年7月15日 助成決定予定 令和7年9月下旬

【事業実施期間：令和7年10月1日～令和8年3月31日】